



証券コード：4524

第85期定時株主総会 招集ご通知

 **日時** 2022年6月29日（水曜日）
午前10時

 **場所** 大阪市中央区玉造一丁目2番40号
当社本店

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

■目次

第85期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	20
計算書類	23
監査報告	26
株主総会参考書類	34

(証券コード4524)
2022年6月10日

株 主 各 位

大阪市中央区玉造一丁目2番40号

森下仁丹株式会社

取締役社長 森 下 雄 司

第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区玉造一丁目2番40号 当社本店
3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第85期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.jintan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.jintan.co.jp>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

第85期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る2022年6月29日（水曜日）開催の第85期定時株主総会での、新型コロナウイルスの感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解並びにご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

- ・株主総会会場内では、感染予防のため株主の皆様の間隔を空けてご着席いただきます。そのため、十分な席数を確保できない可能性がございますが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見送ることもご検討ください。
- ・株主様の議決権はご出席いただくほかに郵送またはインターネットによる事前行使ができますので、是非ご利用をご検討ください。
- ・株主総会会場におきましてはマスクのご着用やアルコール消毒のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・体調がすぐれない方は、お近くの運営スタッフまでお申し付けください。また体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただくことがございます。
- ・接触感染リスク低減のため、**本年もお土産はございませんので、ご了承ください。**

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<https://www.jintan.co.jp>) にてお知らせいたします。

時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

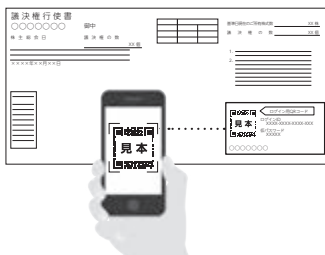
2022年6月28日（火曜日）
午後5時入力完了分
まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済の景気は、新型コロナウイルスの感染者数が増加と減少を繰り返すなかで、一進一退の動きが続いております。個人消費は、緊急事態宣言の影響で2021年度前半に低迷した後、2021年9月末の緊急事態宣言の解除を受けて、対面型サービスを中心に回復しております。しかし、感染再拡大とまん延防止等重点措置の影響で2021年度末にかけて再び弱い動きとなっております。消費者物価上昇率（生鮮食品を除く総合）は、原油高に伴うエネルギー価格の上昇を主因として2021年9月に1年6ヶ月ぶりにプラスとなった後、2022年2月には0.6%まで上昇率が高まっております。

当社グループの属する業界も、異業種を含む大手企業の新規参入など更なる競争激化は続いており、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びウクライナ情勢による事業への影響については、予断を許さない状況であるため、今後も注視してまいります。

このような経済状況のもとで、当社グループは、「伝統と技術と人材力を価値にする」をビジョンとし、引き続き積極的な営業活動を展開しております。当連結会計年度においては、「ビフィーナ®」や、当社独自の機能性素材であるローズヒップの販売、フレーバーカプセルの受託の販売が前年同期と比べ増収となりましたが、プロバイオカプセルの受託の販売が前年同期と比べ減収となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,563百万円（前年同期比1.4%増）、営業利益299百万円（前年同期比33.7%増）、経常利益340百万円（前年同期比34.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益283百万円（前年同期比37.4%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は86百万円減少し、売上原価は84百万円減少し、販売費及び一般管理費は1百万円減少し、売上総利益は1百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

① ヘルスケア事業

当セグメントにおきましては、「ビフィーナ®」や、当社独自の機能性素材であるローズヒップの販売が前年同期と比べ増収となり、売上高は、7,163百万円と前年同期と比べ153百万円の増収となりました。

損益面では、積極的なプロモーション活動等に努めたこともあり、セグメント利益は、189百万円と前年同期と比べ36百万円の増益となりました。

② カプセル受託事業

当セグメントにおきましては、プロバイオカプセルの受託の販売が前年同期と比べ減収となり、売上高は、2,395百万円と前年同期と比べ15百万円の減収となりました。

損益面では、効率的な研究開発投資、固定費の圧縮に努めたこともあり、セグメント利益は、107百万円と前年同期と比べ35百万円の増益となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、売上高は、3百万円と前年同期と比べ4百万円の減収となりました。

損益面では、セグメント利益は、2百万円と前年同期と比べ3百万円の増益となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	第84期 2021年3月期	第85期 2022年3月期	前年同期比 増減率%
ヘルスケア	7,010	7,163	2.2
カプセル受託	2,411	2,395	△0.7
その他	7	3	△54.1
合計	9,429	9,563	1.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は572百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

滋賀工場	458百万円
大阪テクノセンター	56百万円
大阪テクノセンターの研究開発設備	32百万円
本社屋改修他	15百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡及び譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 事業領域の拡充

当社の技術のルーツである生薬（原材料ビジネスを含む）やシームレスカプセルを中心とした当社ならではの事業領域への拡充を進めてまいります。ヘルスケア事業についてはマーケットの拡大を目指した海外事業の強化を、また、カプセル受託事業についてはシームレスカプセルの従前用途から産業用途への領域拡大を積極的に展開してまいります。

② 研究開発及び製品開発の更なる推進

ヘルスケア事業及びカプセル受託事業の拡大には、ともに顧客満足に資する新機能、新用途を持つ高付加価値製品の開発が必須条件であり、研究開発体制を充実させ、開発資源の投資配分に留意しつつ新製品や新分野への展開を積極的に進めてまいります。なお、研究開発投資に際しては、様々な形での外部資源の有効活用を検討してまいります。

③ 人材・組織の形成

当社は製造販売業という業種並びに通信販売・国内小売店向販売、かつ受託事業をも営む性格上、各部門では各々専門知識を有する人材が必要であることから、引き続き教育、研修の充実に加え、ダイバーシティの推進等により人材の育成に注力してまいります。

④ 内部統制体制の充実

更なるコンプライアンスの徹底を図るとともに、金融商品取引法に規定される財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を続けてまいります。

⑤ SDGsへの取り組みについて

当社は「SDGs取組方針」を掲げ、持続可能な社会の実現に引き続き貢献してまいります。

これまでに、当社の重要項目を整理し、環境・社会の諸課題に対して継続的に取り組むテーマを特定いたしました。シームレスカプセルの製造拠点である滋賀工場では、高効率機器の導入により、工場全体のCO₂排出量3%削減を達成しております。

今後も関連会社を含む全従業員が一丸となって、環境・社会の諸課題解決に取り組んでまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大については収束の見込みは立っておらず、感染者数の更なる拡大、経済活動停滞の長期化が懸念されます。今後さらなる感染拡大により当社の事業運営及び業績に大きな影響が及ぶことが予想されます。これに対し、当社では従業員の安全・健康を最優先に考えつつ、社会への影響を最小限にすべく、当社独自の技術・知見を駆使し、製品・サービスが永続的に供給できるように事業継続活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 2019年3月期	第83期 2020年3月期	第84期 2021年3月期	第85期(当期) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	10,090	9,774	9,429	9,563
経 常 利 益 (百万円)	449	507	253	340
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	351	322	206	283
1株当たり当期純利益 (円)	86.48	79.14	50.69	69.58
総 資 産 (百万円)	14,121	14,387	14,446	14,479
純 資 産 (百万円)	9,771	10,013	10,273	10,455

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均発行済株式総数で算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 森 下 仁 丹 ヘルスコミュニケーションズ	20百万円	100.0%	コールセンターの運営及びオペレーターの教育 並びにコンサルタント事業他

(注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

医薬品、医薬部外品、医療機器並びに食品等の製造及び販売を行っております。

(11) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
ヘルスケア事業本部	大阪市中央区
カプセル事業本部	大阪市中央区
大阪テクノセンター	大阪府枚方市
滋賀工場	滋賀県犬上郡
東京オフィス	東京都千代田区

(12) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
348名（17名増）	42.4歳	12.8年

(注) 従業員数には、臨時従業員等43名は含まれておりません。

(13) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	355百万円
株式会社りそな銀行	178百万円
株式会社三井住友銀行	171百万円
日本生命保険相互会社	44百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	〔普通株式〕	9,600,000株
(2) 発行済株式の総数	〔普通株式〕	4,150,000株
(3) 株主数		5,373名
(4) 大株主		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 森 下 泰 山	1,095	26.9
ロ ー ト 製 薬 株 式 会 社	355	8.7
公 益 財 団 法 人 森 下 仁 丹 奨 学 会	211	5.2
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	132	3.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	111	2.7
株 式 会 社 ラ ク サ ン	106	2.6
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	88	2.2
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	88	2.2
森 下 仁 丹 取 引 先 持 株 会	53	1.3
ピ ッ プ 株 式 会 社	43	1.1

(注) 当社は、自己株式71,263株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2019年6月27日開催の第82期定時株主総会において取締役1名に対し年額30百万円以内の譲渡制限付株式を支給することを決議いただいております。

これに伴い当事業年度中に交付した株式報酬は次のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者
取 締 役（監査等委員を除く）	1,800株	1名
（うち社外取締役）	一株	一名

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	森 下 雄 司	公益財団法人森下仁丹奨学会理事長
取 締 役	杉 浦 一 哉	ロート製薬(株)人事総務部
取 締 役	末 川 久 幸	新田ゼラチン(株)社外取締役 燦ホールディングス(株)社外取締役
取 締 役 (監査等委員・ 常勤)	光 永 健 治	
取 締 役 (監査等委員)	石 原 真 弓	弁護士、モリト(株)社外取締役 オーエス(株)社外取締役 (監査等委員)、エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	石 黒 訓	公認会計士、佐川急便(株)社外監査役 (株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役 (株)ソフトウェア・サービス 社外取締役

- (注) 1. 取締役杉浦一哉及び末川久幸の両氏は社外取締役であります。
 2. 取締役 (監査等委員) 石原真弓及び石黒訓の両氏は社外取締役 (監査等委員) であります。
 3. 取締役 (監査等委員) 石黒訓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 末川久幸、石原真弓及び石黒訓の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために光永健治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

- (2) 当該事業年度の取締役の異動
 該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において取締役4名（うち社外取締役1名）に対し月額13百万円以内（うち社外取締役分月額2百万円以内）と決議いただいております報酬総額の限度内で、各取締役の個別の報酬額を決定しております。その際、監査等委員を除く取締役の報酬決定に関する方針を策定したうえで、取締役会により一任を受けた代表取締役社長森下雄司が業績の良否並びに従業員の給与水準及び業績への貢献度を斟酌したうえで、役位別並びに予め定めた順序別に決定しております。また、一任する理由は、当社の全部門を統括している立場から、最も公平・公正な評価・判断が可能なことによります。

監査等委員である取締役の報酬については、2018年6月28日開催の第81期定時株主総会において監査等委員である取締役3名に対し月額3百万円以内と決議いただいております報酬総額の限度内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	32百万円	28百万円	－	3百万円	3名
（うち社外取締役）	（4百万円）	（4百万円）	（－）	（－）	（2名）
取締役（監査等委員）	19百万円	19百万円	－	－	3名
（うち社外取締役）	（8百万円）	（8百万円）	（－）	（－）	（2名）
合計	51百万円	48百万円	－	3百万円	6名
（うち社外取締役）	（12百万円）	（12百万円）	（－）	（－）	（4名）

③ 非金銭報酬等の内容

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬等の3百万円は2019年6月27日開催の第82期定時株主総会において取締役1名に対し年額30百万円以内と決議いただいております譲渡制限付株式によるものです。

(4) 取締役の報酬等の基本方針

当社の役員報酬は、伝統を基盤としつつ社会の新たな変化へ対応し、当社の継続的な企業価値向上の実現をリードすることのできる優秀な経営人材を獲得・維持し、その職務の執行に対する適切なインセンティブを付与するための手段としての位置づけにより次の3つを役員報酬の基本方針とします。

① 競争力ある報酬水準

当社の役員報酬の水準は、マーケット・データや専門家の意見等を考慮しつつ、人材獲得競争の観点から競合する企業との比較において、競争力のある報酬水準を目指します。

② 報酬水準と役割・責任との比例

報酬は、直接的には職務執行の対価であることから、その水準についての合理性と公平性の最も重要な基礎は、職務執行との関係であると考え、役員の役割・責任と比例することを原則とします。

③ 固定額報酬と変動（業績連動）報酬との適切なバランス

当社役員には、直面する経営環境の変化への柔軟な対応が必要であることは当然であるものの、表層的・短期的な業績の変動に過度にとらわれることなく、創業信念・社是を含む当社の130年以上の伝統を踏まえたうえでの一貫性と継続性をもった、中長期的な取組みをリードすることが求められ、こうした取組みのリードを求めるためには、報酬によって安定的な経済的生活基盤を提供することが不可欠であると考えられ、固定報酬を中心としたものとします。

また、当社では、伝統の尊重が停滞に墮することを避け、新たな挑戦に対する適切なインセンティブを確保するために、報酬構成における従たる要素として企業業績に連動した変動報酬（業績連動報酬）を含むものとします。

変動報酬には、株式報酬も含み、報酬を通じて、ステークホルダーの期待・評価への意識付けを促すためであり、株価は、ステークホルダーの期待・評価の端的な指標の一つであると考えられるためです。

したがって、当社の役員報酬の構成は、固定報酬を主たる構成要素とし、変動報酬を従たる構成要素とします。また、変動報酬には、株式報酬を含むものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	杉 浦 一 哉	ロート製薬(株)人事総務部
取締役	末 川 久 幸	新田ゼラチン(株)社外取締役 燦ホールディングス(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	石 原 真 弓	モリト(株)社外取締役、オーエス(株)社外取締役（監査等委員）、 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	石 黒 訓	佐川急便(株)社外監査役 (株)大紀アルミニウム工業所 社外監査役 (株)ソフトウェア・サービス 社外取締役

(注) 当社とロート製薬(株)とは業務提携をしております。当社と新田ゼラチン(株)、燦ホールディングス(株)、モリト(株)、オーエス(株)、エイチ・ツー・オー リテイリング(株)、佐川急便(株)、(株)大紀アルミニウム工業所及び(株)ソフトウェア・サービスとの間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	杉浦一哉	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。 国内大手製菓企業での営業・マーケティングに関する高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	末川久幸	当事業年度に開催した取締役会には、13回中12回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。 グローバル総合化学メーカーのCEOとしての経験等に裏付けられた経営に対する高度な知見・経験をもって意見を述べるなど、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	石原真弓	当事業年度に開催した取締役会には、13回中13回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査等委員会には、14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 弁護士としての法令の順守に係る見地から意見を述べ、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員）	石黒訓	当事業年度に開催した取締役会には、13回中12回出席され、疑問点等を明らかにするために適宜質問し意見を述べています。監査等委員会には、14回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。 公認会計士としての財務・会計等の専門的見地から意見を述べ、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は各非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社である株式会社森下仁丹ヘルスコミュニケーションズの取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額及び監査等委員会が当該報酬等に同意した理由

当事業年度に係る報酬等の額 27百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 27百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することといたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは共通の「企業行動憲章」の主旨に沿い、当社代表取締役が繰り返しその精神を当社グループの取締役及び使用人に伝えることによりコンプライアンスを徹底する。また代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組成し、グループ企業のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、「コンプライアンスマニュアル」に基づいた当社グループの取締役及び使用人への教育並びに管理を実施すると同時にこれらの活動は定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。

また、内部監査室により、全ての業務が法令・定款及び社内規程に準拠し適正・妥当かつ合理的に行われているか、また当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公平不偏に調査・検証するとともに、代表取締役社長にその結果を定期的及び必要に応じて報告する。

なお、法令・規程に反した行為について当社グループの取締役及び使用人が直接情報提供を行うホットラインを設置運営するとともに当該者には「内部通報規程」に沿った対応をとるものとする。

更に、監査等委員においてもその職責に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する順法状況を検証する体制をとっている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

規定されている「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、同規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社グループは、リスクマネジメントを行うため代表取締役社長を委員長とした「リスク管理委員会」を組織し、当社グループ全体の横断的なリスク管理体制を設ける。

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に基づきリスク管理基本方針を策定のうえ担当部署に浸透を図る一方、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告し、網羅的かつ総合的な管理を行う。

なお、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする「緊急対策本部」を設置し危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

- ④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の「取締役会規則」に基づき、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図るとともに、経営計画の策定や重要な業務執行課題については、事前に取締役等で構成する経営委員会で十分な議論を行ったうえで審議し取締役会に付議し決定する。
なお、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
当社の子会社に関する管理は「関連会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告を行う。
また、内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社にも内部監査を実施し当社グループの内部統制の適切性、有効性を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在監査等委員を補助する使用人はいないが、監査等委員から求められた場合には監査等委員と協議のうえ設置するものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、人事異動及び人事評価は、監査等委員会の同意を得なければならないものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は毎月開催される取締役会をはじめとする各種の重要会議に出席し取締役の報告を聴取する。使用人の監査等委員に対する報告は原則取締役を経由して行うが、緊急時には取締役に報告と同時に監査等委員に直接行う。
当社の監査等委員が必要と判断した情報については、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。この場合、報告した者に対し秘密保持に最大限の配慮を行う。なお、監査等委員に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
また、監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生ずる費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

すでに社外監査等委員2名に就任していただき、「監査等委員会規則」に沿って監査体制を固めているが、更に監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を高めていくものとする。

また、内部監査室は内部監査の計画、結果の報告を監査等委員に対して定期的及び必要に応じて行い、監査等委員監査が実効的に行われる体制を確保する。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社グループは、「企業行動憲章」及び「反社会的勢力排除に関する基本ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」を定め、反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを基本方針とし、反社会的勢力排除に向けた対応として、外部の専門機関と連携の上、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社の使用人に対し、その階層に応じたコンプライアンスについて事業所ごと及び新入社員入社時にコンプライアンス研修を実施し法令及び定款を遵守するための取組みを行いました。

更に、「内部通報規程」により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、内部監査室では全社的統制として、全ての定款・社内規程等の整備・運用状況を公平不偏に調査・検証しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書及び電子媒体で保存し、必要に応じて閲覧しています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他体制

他社等での不祥事などが報道されるたび、「リスク管理規程」に基づき管理委員長が各会議体等で危機管理の徹底・浸透を促しています。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営委員会を毎週、取締役会を毎月開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しています。

- ⑤ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
内部監査室は「内部監査規程」に基づき日常監査を実施し、社長、監査等委員、部門長、子会社責任者へ毎月監査報告書を提出しています。
 - ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
今期監査等委員からの要請はありませんでした。
 - ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役会及び経営委員会をはじめとする主要会議には、毎回出席しております。また重要な情報については、子会社への報告も行っています。
 - ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役社長との意見交換会は、定期的を実施しています。また内部監査室とは、監査等委員に対し、内部監査計画及びその結果報告を毎月1回報告しています。
 - ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
内部統制の整備状況評価を1回、運用状況評価を2回、ロールフォワードを1回実施し、適正に機能することを継続的に評価しています。
 - ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
外部の専門機関を交えた地域内の企業との情報交換を定期的に行っております。また、反社会的勢力等の情報を専門機関を通じ、定期的にメールで情報を仕入れ、経営層及び主要部門に報告しています。
- (3) 株式会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,258	流動負債	2,130
現金及び預金	2,138	支払手形及び買掛金	983
受取手形及び売掛金	2,040	1年内返済予定の長期借入金	280
商品及び製品	645	未払費用	394
仕掛品	701	未払法人税等	72
原材料及び貯蔵品	513	賞与引当金	188
未収入金	84	設備関係支払手形	37
その他	147	その他	174
貸倒引当金	△11		
固定資産	8,221	固定負債	1,893
有形固定資産	4,474	長期借入金	469
建物及び構築物	1,420	繰延税金負債	758
機械装置及び運搬具	899	退職給付に係る負債	644
土地	1,891	その他	20
建設仮勘定	15	負債合計	4,024
その他	247		
無形固定資産	458	純資産の部	
		株主資本	9,218
投資その他の資産	3,288	資本金	3,537
投資有価証券	3,224	資本剰余金	967
その他	64	利益剰余金	4,833
貸倒引当金	△0	自己株式	△120
		その他の包括利益累計額	1,237
		その他有価証券評価差額金	1,240
		退職給付に係る調整累計額	△3
		純資産合計	10,455
資産合計	14,479	負債・純資産合計	14,479

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,563
売上原価	4,686
売上総利益	4,876
販売費及び一般管理費	4,577
営業利益	299
営業外収益	49
受取利息及び配当金	45
その他の営業外収益	4
営業外費用	8
支払利息	7
その他の営業外費用	0
経常利益	340
特別利益	44
固定資産売却益	44
税金等調整前当期純利益	385
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等調整額	29
当期純利益	283
親会社株主に帰属する当期純利益	283

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	3,537	966	4,702	△126	9,079
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△152		△152
親会社株主に帰属する当期純利益			283		283
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		6	8
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	1	130	6	138
2022年3月31日残高	3,537	967	4,833	△120	9,218

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2021年4月1日残高	1,197	△3	1,193	10,273
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△152
親会社株主に帰属する当期純利益				283
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				8
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	43	0	43	43
連結会計年度中の変動額合計	43	0	43	182
2022年3月31日残高	1,240	△3	1,237	10,455

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,155	流 動 負 債	2,104
現金及び預金	2,041	支払手形	515
受取手形	416	買掛金	468
売掛金	1,623	1年内返済予定の長期借入金	280
商品及び製品	645	未払金	43
仕掛品	701	未払費用	386
原材料及び貯蔵品	512	未払法人税等	72
未収入金	87	預り金	48
その他	139	賞与引当金	181
貸倒引当金	△11	設備関係支払手形	37
		その他	70
固 定 資 産	8,238	固 定 負 債	1,890
有 形 固 定 資 産	4,474	長期借入金	469
建築物	1,411	繰延税金負債	758
構築物	9	退職給付引当金	641
機械及び装置	898	その他	20
車両運搬具	0	負 債 合 計	3,994
工具、器具及び備品	177	純 資 産 の 部	
土地	1,891	株 主 資 本	9,159
リース資産	70	資本金	3,537
建設仮勘定	15	資本剰余金	967
無 形 固 定 資 産	458	資本準備金	963
		その他資本剰余金	3
投資その他の資産	3,306	利 益 剰 余 金	4,775
投資有価証券	3,224	その他利益剰余金	4,775
関係会社株	20	固定資産圧縮積立金	848
長期貸付金	7	繰越利益剰余金	3,926
その他	54	自 己 株 式	△120
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	1,240
		その他有価証券評価差額金	1,240
資 産 合 計	14,394	純 資 産 合 計	10,400
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,394

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,580
売上原価	4,686
売上総利益	4,894
販売費及び一般管理費	4,604
営業利益	290
営業外収益	55
受取利息及び受取配当金	45
その他の営業外収益	10
営業外費用	8
支払利息	7
その他の営業外費用	0
経常利益	337
特別利益	44
固定資産売却益	44
税引前当期純利益	382
法人税、住民税及び事業税	71
法人税等調整額	29
当期純利益	281

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日残高	3,537	963	2	852	3,794	△126	9,023
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△152		△152
固定資産圧縮積立金の取崩				△3	3		－
当期純利益					281		281
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分			1			6	8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							－
事業年度中の変動額合計	－	－	1	△3	132	6	136
2022年3月31日残高	3,537	963	3	848	3,926	△120	9,159

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	1,197	1,197	10,220
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△152
固定資産圧縮積立金の取崩			－
当期純利益			281
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	43	43	43
事業年度中の変動額合計	43	43	179
2022年3月31日残高	1,240	1,240	10,400

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 千 崎 育 利
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森下仁丹株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

森下仁丹株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 千 崎 育 利
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森下仁丹株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、新型コロナウイルス感染症に対しては、従業員の安全を確保しながら、適切に対応して行く事を確認しております。監査等委員会としましては、今後もその対応を注視してまいります。

また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

森下仁丹株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 光 永 健 治 ㊟

社外監査等委員 石 原 真 弓 ㊟

社外監査等委員 石 黒 訓 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は着実な経営の基礎づくりを進めることにより、中長期的に投資価値のある企業となるべく今後の事業の拡大に努力してまいります。また、利益配分である配当につきましては、安定配当の継続を基本としつつ、経営成績・財務状況等を総合的に勘案して行っていく方針としております。

第85期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金37円50銭 総額152,952,638円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線が変更箇所になります。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="155 692 752 760"><u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p data-bbox="155 763 752 972"><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="394 979 515 1010">< 新設 ></p>	<p data-bbox="994 692 1115 722">< 削除 ></p> <p data-bbox="759 979 1055 1010"><u>第15条（電子提供措置等）</u></p> <p data-bbox="759 1017 1354 1115"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="759 1123 1354 1259"><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監査と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	もりしたゆうじ 森下雄司 (1972年7月5日生)	2007年1月 当社入社 2012年4月 当社経営企画部経営企画・管理関連事業 担当部長 2012年9月 当社執行役員経営企画部長 2014年4月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長 2014年6月 当社取締役執行役員ヘルスケア事業本部長 2015年2月 当社取締役執行役員カプセル事業本部長 2016年6月 当社取締役常務執行役員カプセル事業本部長 2017年9月 当社専務取締役事業統括担当 2017年10月 当社専務取締役事業統括担当兼ヘルスケア 事業本部長 2018年4月 当社代表取締役専務事業統括担当兼ヘルス ケア事業本部長 2018年6月 公益財団法人森下仁丹奨学会理事長 (現在に至る) 2019年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	22,571株

【推薦理由】

- ・海外事業の立ち上げ、ヘルスケア事業、カプセル事業の統括を含む国内外での豊富な業務経験・実績・見識を有しており、2019年より代表取締役社長を務めています。
- ・グローバルな視点での事業推進及び経営手腕により、当社の企業価値向上と更なる成長への寄与が期待できることから、取締役に適任と判断します。

(注) 森下雄司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式数 の株数
2	すえ かわ ひさ ゆき 末川久幸 (1959年3月17日生)	1982年4月 ㈱資生堂入社 2007年2月 同社事業企画部長 2008年4月 同社執行役員経営企画部長 2009年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 2010年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長 2011年4月 同社代表取締役執行役員社長 2013年4月 同社相談役 2019年6月 同社退任 2014年6月 新田ゼラチン(㈱)社外取締役(現在に至る) 2017年6月 燦ホールディングス(㈱)社外取締役 (現在に至る) 2020年6月 当社取締役(現在に至る)	一株

【推薦理由】

- ・グローバル化学メーカーのCEOとして培った経験と豊富な知見を有しており、取締役会において、経営全体を視野に入れた俯瞰的視点から意見、提言をいただいております。
- ・営業・マーケティングの強化、事業戦略を含めた、今後の当社の経営の推進、企業成長に寄与が期待できることから、引き続き社外取締役に適任と判断しました。

(注) 末川久幸氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数の
3	ひやま あつし 檜山 敦 (1966年2月1日生)	1989年4月 (株)資生堂入社 2011年4月 同社事業企画部長 2013年7月 (株)ジャパンリテールイノベーション代表取締役社長 2015年1月 資生堂ジャパン(株)執行役員コスメティックスブランド統括部長 2017年1月 同社パーソナルケア事業本部長 (株)エフティ資生堂代表取締役社長 2020年3月 (株)資生堂退社 2020年4月 ロート製薬(株)入社 2020年6月 同社取締役H&B事業戦略デザイン本部エグゼクティブデザイナー 2021年11月 一般社団法人バンクフォースマイルズ理事 (現在に至る) 2022年4月 ロート製薬(株)取締役CCO (現在に至る)	一株

【推薦理由】

- ・国内大手企業での営業・マーケティングに関する豊富な業務経験、グローバルイテラリーメーカーCEOとして経験に裏付けされた知見も有しています。
- ・流通業界に関する深い理解に基づくビジネス状況に対する分析の提供が可能であり、当社の更なる発展に寄与し、事業戦略の知見提供を期待できることから、社外取締役役に適任と判断します。

(注) 檜山敦氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	みつ なが けん じ 光 永 健 治 (1955年 2 月 15日生)	2012年7月 当社入社 2013年1月 当社内部監査室室長 2014年4月 当社ヘルスケア事業本部事業戦略企画室室長 2015年1月 当社ヘルスケア事業本部業務管理室室長 2018年6月 当社取締役（常勤監査等委員） (現在に至る)	300株

【推薦理由】

- ・当社のコンプライアンス等の管理部門責任者を務めるなど、当社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、取締役会だけでなく業務執行に関わる重要な会議にも出席し積極的な意見、提言を行っております。
- ・当社の経営に対する監督機能の実効性の確保に重要な役割を果たしており、引き続き監査等委員である取締役に適任と判断しました。

(注) 当社は光永健治氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	いし ほん ま ゆみ 石原真弓 (1963年5月3日生)	1986年4月 神戸地方裁判所勤務 1994年10月 司法試験合格 1997年4月 弁護士登録(第49期) 1997年4月 大江橋法律事務所入所 (現在に至る) 2008年2月 当社監査役 2008年6月 当社監査役退任 2010年6月 新田ゼラチン(株)社外取締役 2018年6月 同社退任 2013年6月 当社監査役 2018年6月 当社監査役退任 2016年2月 モリト(株)社外取締役 (現在に至る) 2016年4月 オーエス(株)社外取締役(監査等委員) (現在に至る) 2016年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役(監査等委員) (現在に至る) 2018年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	一株

【推薦理由】

- ・弁護士としての経験および企業活動に関する豊富な法律知識を有しており、専門知識と豊富な見識に基づく視点から、監査等委員である社外取締役として取締役会等において積極的な意見、提言をいただいております。
- ・直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の適正な意思決定の確保に重要な役割を果たしており、引き続き監査等委員である社外取締役に適任と判断しました。

(注) 石原真弓氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。また、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	石黒 訓 (1957年 11月 10日生)	1980年 3月 監査法人中央会計事務所 (みずぎ監査法人) 入所 1983年 2月 公認会計士登録 2000年 8月 同法人代表社員 2006年 7月 中央青山監査法人 (みずぎ監査法人) 大阪事務所長 2007年 8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2016年10月 同法人大阪事務所長 2019年12月 同法人退所 2020年 1月 石黒公認会計士事務所開設 (現在に至る) 2020年 6月 佐川急便(株)社外監査役 (現在に至る) 2020年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現在に至る) 2021年 6月 (株)大紀アルミニウム工業所社外監査役 (現在に至る) 2022年 1月 (株)ソフトウェア・サービス社外取締役 (現在に至る)	- 株

【推薦理由】

- ・公認会計士として企業等の会計監査業務に携わってこられ、財務及び会計に関する高度な知識や経験に基づく視点から、監査等委員である社外取締役として取締役会等において積極的な意見、提言をいただいております。
- ・直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務及び会計に関する視点から、業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしており、引き続き監査等委員である社外取締役に適任と判断しました。

(注) 石黒訓氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

なお、同氏の当社の監査等委員である社外取締役としての就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】 第3号議案、第4号議案承認後の取締役会の構成

第3号議案取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件、第4号議案監査等委員である取締役3名選任の件を承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

【スキルマトリックス】

		1	2	3	4	5	6	7
		企業経営	生産技術・ 研究開発	営業・マ ーケティ ング	グローバ ルビジネ ス	財務・会計	法務・リ スク管理	当社事業 に対する 知見
取締役	森下 雄司 代表取締役	●	●	●	●	●	●	●
	末川 久幸 社外取締役	●		●	●	●		
	檜山 敦 社外取締役	●	●	●	●			
	光永 健治 常勤監査等委員	●		●				●
	石原 真弓 社外監査等委員	●					●	
	石黒 訓 社外監査等委員	●					●	

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された加藤清和氏の選任の効力は本定時株主総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものがあります。また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かとう きよかず 加藤 清和 (1963年11月15日生)	1990年10月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録(第45期) 1993年4月 梅田総合法律事務所入所 1999年1月 同事務所 パートナー弁護士 (現在に至る) 2004年4月 関西大学法科大学院非常勤講師 2013年7月 日本テレホン(株)社外監査役 (現在に至る)	一株

【推薦理由】

- ・弁護士として専門知識を有しており、これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけるものと期待しております。
- ・直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(注) 加藤清和氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該役員等賠償責任保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

<MEMO>

<MEMO>

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区玉造一丁目2番40号
森下仁丹株式会社 本店



- 交通のご案内
- JR大阪環状線森ノ宮駅下車
 - 地下鉄中央線森ノ宮駅下車 (出口⑥)
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線森ノ宮駅下車 (出口⑥)
 - JR大阪環状線玉造駅下車
 - 地下鉄長堀鶴見緑地線玉造駅下車 (出口③)

※接触感染リスク低減のため、本年もお土産の配達を行いません。